

# 令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会

日時：令和6年5月20日（月）午後1時30分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

## —— 会 議 次 第 ——

### 議 事

#### 1 答申

「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

#### 2 諮問

「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

#### 3 受理報告

### 【審議資料】

資料1 「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について

資料2 「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

資料3 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	奥委員
	第二部会長	宮越委員
	日下委員	廣江委員
	玄委員	宗方委員
	袖野委員	保高委員
	高橋委員	横田委員
	羽染委員	渡部委員
	速水委員	

(14名)

事務局 長谷川政策調整担当部長  
藤間アセスメント担当課長

資料 1

令和6年5月20日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第一部会長 奥 真美

「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

## 「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

## 第1 審議経過

本審議会では、令和5年9月28日に「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

## 【大気汚染】

- 1 大気汚染の予測では、工事の施行中及び完了後の予測時期におけるそれぞれの発生源ごとに予測が行われ、評価の指標を満足しているが、各予測時期には複数の発生源が同時に存在し大気質への影響を与えることから、それぞれの発生源による寄与を重合した予測も行い評価するとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。
- 2 駐車場の供用に伴う大気汚染の予測では、A-1街区駐車場排出ガスの最大濃度は評価の指標とした環境基準を下回るとしているが、その出現地点付近には福祉施設が存在していることから、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。
- 3 計画される熱源施設について、排出される窒素酸化物量は相当程度多いことから、熱源施設排出ガスの排出条件と排気口頭頂部の気象条件や近接する建物の状況等を検討し、高

濃度汚染の発生が予想される場合には短期平均値についても予測を行い、その年間出現頻度を考慮した上で評価すること。

#### 【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は、評価の指標とした勧告基準値と同値又はわずかに下回る値であり、また、計画地周辺には教育施設や福祉施設等が近接していることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、必要に応じて更なる措置を検討すること。

#### 【風環境】

- 1 本事業の計画地は、交通結節点である六本木駅に隣接して、不特定多数の人の利用が見込まれるが、風環境の予測結果では、敷地境界付近において、現況からの変化が一定程度生じる地点が多くみられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。
- 2 環境保全のための措置として、人工地盤上等へ防風植栽を施すとしているが、防風植栽に与える日陰等の影響が懸念されることから、防風効果を備え、生育環境に適した樹木の選定等を行うとともに、継続的に防風効果が発揮できるよう、適切な維持管理を行うこと。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 5年 9 月 28 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 6年 2 月 29 日	・現地視察
部 会	令和 6年 3 月 26 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 6年 4 月 17 日	・都民の意見を聴く会
部 会	令和 6年 4 月 23 日	・質疑及び審議
部 会	令和 6年 5 月 14 日	・総括審議
審議会	令和 6年 5 月 20 日	・答申

資料 2

6 環 総 政 第 9 5 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 6 年 5 月 20 日

東京都知事 小池 百合子  
(公 印 省 略)

記

諮問第 5 5 5 号 「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」  
環境影響評価書案

## 受 理 報 告 (5月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業	令和6年4月12日
2 事 後 調 査 報 告 書	八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その1）	令和6年3月28日
	都営村山団地（後期）建替事業（工事の施行中その3）	令和6年4月12日
	八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その1）	令和6年4月25日
3 変 更 届	東京都市計画道路放射第35号線（練馬区早宮～北町間）建設事業	令和6年3月25日
	東京都市計画道路放射第35号線及び東京都市計画道路放射第36号線（板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間）建設事業	令和6年3月25日
	豊洲新市場建設事業	令和6年3月28日
4 廃 止 届	（仮称）府中朝日町SC計画	令和6年4月11日

受 理 年 月 日  
令和 6 年 4 月 12 日

「南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業」  
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
騒音・振動	工事用車両及び関連車両の走行による騒音の増加はわずかであるが、環境基準値を上回る地点があることから、走行経路や走行時間帯の分散などの環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。	環境保全のための措置に、交通対策に係る施策が公表された場合に積極的に協力していく旨を記載した。 (本編 150 ページ)
風環境	環境保全のための措置として、防風植栽、防風壁等の設置により風環境への影響の低減を図るとしているが、計画地には、JR 小岩駅や隣接地区とを繋ぐ歩行者デッキが接続されるとともに、不特定多数の人が利用する屋上広場などが整備される点にも留意し、良好な風環境を確保するよう努めること。 また、事後調査において、調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行うこと。	環境保全のための措置に、適切な地点を選定して事後調査を実施するとともに、事後調査の結果が予測結果と大きく乖離している場合はその原因を考察し、事業の実施により環境に著しい影響を及ぼしていると認められる場合には、環境保全のための措置の追加策を実施する旨を記載した。 (本編 280 ページ)

## 4月分 受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和6年4月25日

事業名：東京都市計画道路環状第2号線（中央区晴海四丁目～銀座八丁目間）建設事業（工事の施行中その  
6）

事業者名：東京都

項目	助言事項	回答
騒音・振動	<p>1 報告書では、建設機械の騒音・振動測定値は道路交通に伴う騒音・振動の寄与が高く（寄与が高いという主張から）、自動車騒音が支配的であったとしており、建設機械からの騒音・振動について規制基準や予測値との正確な比較・検討ができず、事後調査の役割が十分に果たせていない。</p> <p>都市圏では、事業に伴う騒音・振動と周辺環境（騒音・振動）との区別が難しい現場が少なくない。こうした事業の場合、当該事業以外の影響を強く受けた事後調査が報告され、結果、規制基準との関係や予測との比較ができず、単なる結果報告で終わることは、今後の大きな課題といえる。</p>	<p>当事業の騒音・振動に係る今後の事後調査につきましては、工事完了後の道路交通騒音・振動となります。</p> <p>頂きましたご助言につきましては、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後の事業の参考とさせていただきます。</p>